

e スポーツを活用した誘客促進・魅力発信事業 業務委託基本仕様書

1. 名称

e スポーツを活用した誘客促進・魅力発信事業

2. 事業目的

東三河県庁では、東三河地域*の広域的な観光の推進について「東三河振興ビジョン2030」の中で重点的な施策として位置づけ、地域と一体となって継続的かつ重点的に取り組んできた。

これまで東三河地域で実施した調査や過去の誘客促進にかかる事業の実施結果を見ると、10代から30代を中心とした若年層の来訪者の割合が低いことが明らかになっている。そこで、東三河への来訪者の割合が低い若年層を呼び込みながら、東三河の魅力を発信することを目的として、2026年の愛知・名古屋アジア競技大会の実施競技として注目が高まっている「e スポーツ」を活用した誘客促進・魅力発信イベント及びセミナーを開催する。

※東三河地域…5市2町1村(豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町、豊根村)

3. 契約期間

契約締結の日から令和8年12月28日(月)まで

4. 業務内容

「2. 事業目的」及び下記の事項を踏まえ、e スポーツ大会とe スポーツ体験とが一体となったイベント及びe スポーツの魅力を体感することができるセミナーを開催する。

(1) e スポーツイベントの開催に関する事項

【企画・運営】

- ア. 企画・運営にあたっては、e スポーツを活用することで、地域の賑わいづくり、魅力発信に資するイベントとなるよう工夫すること。
- イ. オフラインイベントを基本として開催すること（事業効果の拡大に資するオンラインイベントの併用を妨げるものではない。）。
- ウ. 連続した2日間（例：土曜日・日曜日）で1回開催すること。
- エ. 開催時期は、アジア競技大会の機運醸成にもつなげるため、8月末までには開催すること。
- オ. 企画・運営にあたり、必要となる関係者との調整を十分に行うこと。

【会場の確保・設営・運営】

- カ. 来場者の利便性が高く、集客力のあることに加え、事業目的に適した東三河の魅力発信にも資する会場を確保すること。

- キ. 開催時期によっては会場における猛暑対策などを併せて行うこと。
- ク. ゲーム機器、モニター、音響機器、机・椅子、ネットワーク環境など、イベントに必要な会場設営・撤収を行うこと。
- ケ. イベントの円滑な実施に必要となる一切の運営を行うこと。

【イベント内容（大会・体験）】

- コ. e スポーツの大会及び体験会を実施すること。実施形式は指定しないが、ライト層を含む多くの集客が見込める形式（例：時間区分ごとの「リアルタイムアタック、スコアアタック形式」）を採用するなど、体力や年齢を問わず誰もが一緒にプレイ・観戦できる交流の場となるよう工夫すること。
- サ. 使用タイトルについては、2026年の愛知・名古屋アジア競技大会において実施されるものから最低3種類を採用することとし、愛知県と十分な調整のうえ最終決定すること。
- シ. 利用にあたっては、著作権等の権利関係の許諾について、十分に留意し、愛知県と緊密な連携を図りながら、適正な手続き及び運用を行うこと。
- ス. プロeスポーツプレイヤーなどのインフルエンサーを2名以上招聘し、集客性を高めるとともに、大会の中でプロ同士のエキシビジョンマッチやプロとの交流会（指導、対戦等）などイベントの盛り上げを図るコンテンツを実施すること。
- セ. MCを1名以上招聘し、大会実況を行うなど会場の盛り上げを行うこと。
- ソ. 来場者の東三河地域内における周遊及び宿泊の促進を図るための仕掛けを実施すること。
- タ. イベントの実施にあたっては、他団体等が実施している既存イベント等と連携することも可能とする。
- チ. 会場において、大型モニターなどを用いて、愛知県作成の動画（東三河観光プロモーション動画）を放映し、東三河地域の魅力をPRすること。なお、地元企業等の協賛・協力団体等に係る映像についても、県と調整の上、放映することも可能とする。

【広報】

- ツ. イベントの情報を効果的に発信するため、主なターゲットである若年層に訴求力のある告知用ウェブサイト及びPR素材（チラシ等）を製作すること。
- テ. 東三河地域外（名古屋・浜松等）からの誘客促進に向け、広報活動を工夫して実施すること。

【地元企業等との連携】

- ト. 開催に当たっては、地域一体となった東三河の魅力発信に向け、地元企業、観光協会やeスポーツに取り組む県内大学・高校等と積極的に連携・協力するなど、イベントの効果を高めるための工夫をすること。

- ナ. イベントにおける賞品・参加賞として東三河地域の地場産品・特産品等を調達し、配布すること。ただし、賞品・参加賞については、原則、地元企業等からの提供（協賛）によることとし、そのために係る依頼・手配・管理を実施すること。なお、東三河地域の魅力発信を目的とすることから、賞金（金銭または金券）を賞品とすることは不可とする。

【アンケート調査】

- ニ. 参加者・来場者に対し、事業の成果や今後の課題等が測定できる項目を含むアンケートを、愛知県と調整のうえ実施すること。
- ヌ. アンケート結果について集計および分析を行い、東三河地域への誘客効果や今後の課題等を整理した報告書を作成し、愛知県へ提出すること。

(2) e スポーツ魅力体感セミナーに関する特記事項

【企画・運営】

- ア. 東三河周辺地域におけるeスポーツの認知度・理解度の向上を図り、アジア競技大会の機運醸成にもつなげることを目的として、eスポーツの基本知識や社会的意義などを分かりやすく伝えるeスポーツ魅力体感セミナーを開催する。
- イ. 開催日は、(1)のイベント開催期間中のうち1日以上とし、セミナー参加者がイベントにも参加できるようイベント会場付近の会議室等で開催すること。
- ウ. 主な参加対象は東三河地域の一般住民とし、100名程度が参加できるようにすること。
- エ. eスポーツに関する知識または社会的意義等への理解を有し、セミナーの内容を分かりやすく説明できる講師を選定・招聘すること。
(セミナー内容のイメージ)
- ・ eスポーツの基本（歴史、人気タイトル、世界的なトレンド・市場規模等）
 - ・ eスポーツの楽しみ方・大会観戦のポイント
 - ・ eスポーツの社会的意義（学習効果、キャリア教育、多様性の促進等）
 - ・ eスポーツを活用した地域活性化の可能性
 - ・ eスポーツ体験（(1)のイベントと連携）
- オ. セミナーの進行については、講師の補助や内容を適切に伝えることができるMC（司会）を配置し、円滑な運営を行うこと。
- カ. 企画・運営にあたり、必要となる関係者との調整を十分に行うこと。

【アンケート調査】

- キ. 参加者に対し、事業の成果や今後の課題等が測定できる項目を含むアンケートを、愛知県と調整のうえ実施すること。
- ク. アンケート結果について集計・分析を行い、愛知県へ提出すること。

【広報】

ケ. 主なターゲットである東三河周辺地域の一般住民に対し、効果的な広報活動を実施すること。なお、(1)と併せた形で告知媒体の作成や広報活動を実施することとしても差し支えない。

5. 成果物

業務報告書

- ・事業実績、事業効果及び課題等をまとめた報告書（任意様式）：1部
- ・電子データ（CD-R等）：1式

6. その他

- (1) 本業務の実施にあたり、具体的な方法や内容は、提案事項をもとに県と協議のうえ決定するものとする。
- (2) 契約期間中は、業務経過全般を常に把握している専任の担当者（県との連絡調整担当者）を置くこと。
- (3) 業務の実施時期については、事業効果が高まるよう、県と十分に協議すること。
- (4) 業務の遂行にあたっては、事前に実施計画を提出し、県の承認を得ること。
- (5) 他団体等との連携を行う際の調整は受託者で行うこと。
- (6) 業務の進捗状況については、随時、県に報告するとともに指示を受けること。
- (7) 完了日以前に委託成果の提出を求められたときは、速やかに提出すること。
- (8) 本業務により制作した成果物の全ての著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、県に帰属するものとする。
- (9) 本業務の実施にあたって、個人情報等の保護すべき情報を取り扱う場合は、その取り扱いに万全の対策を講じること。
- (10) 本業務で使用する写真等については、既存のものを使用しても差し支えないが、受託事業者以外の者が著作権を保有している写真等については、その権利の取り扱いについて、県と調整して、受託事業者において著作権者の了解を得ること。
- (11) 本業務の実施にあたり、本仕様書に記載のない事項またはやむを得ない事情により契約内容の変更を行う必要が生じた場合の変更事項については、県と協議のうえ決定するものとする。